

令和 8 年熊本地震 雇用・労働に関する Q & A

1. 休業

Q1: 今回の地震によって事業所が損壊し、会社が休業しています。その間は自宅待機を命じられましたが、給料（休業手当）はどのようなのでしょうか。

A1: ①労基法 26 条では、「使用者の責に帰すべき事由」による休業の場合、使用者は、休業期間中の休業手当（平均賃金の 60%以上）を支払う義務がありますが、今回のような天災事変等の不可抗力の場合は、「使用者の責に帰すべき事由」に当たらず、使用者は休業手当を支払う法的義務はありません。

②しかし、就業規則や労働協約、労働慣行に基づき、「使用者の責に帰すべき休業」のみならず、天災事変等の不可抗力による休業についても賃金や手当が支払われてきた場合、使用者はそれらを支払う義務があります。

③従って、まずは就業規則や労働協約、労働慣行を確認する必要があります。

④なお、休業手当の支給が無い場合は、「激甚災害時における雇用保険の特例措置」の適用がありますので、Q12 を参照してください。

Q2: 今回の地震により、事業場の施設・設備は被害を受けていませんが、取引先や鉄道・道路が被害を受け、原材料の仕入、製品の納入等が不可能となったことにより従業員を休業させる場合、「使用者の責に帰すべき事由」による休業に当たのでしょうか。

A2: ①今回の地震により、事業場の施設・設備は直接的な被害を受けていない場合には、原則として「使用者の責に帰すべき事由」による休業に該当すると考えられ、休業手当を支払う義務があると考えられます。

②しかし、休業について、

- ・その原因が事業の外部より発生した事故であること
- ・事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故であること

の 2 つの要件を満たす場合には、例外的に「使用者の責に帰すべき事由」による休業には該当しないと考えられています。具体的には、取引先への依存の程度、輸送経路の状況、他の代替手段の可能性、災害発生からの期間、使用者としての休業回避のための具体的努力等を総合的に勘案し、判断する必要があります。

2. 雇用調整助成金

Q3: 今回の地震のために、会社は休業しました。この場合、会社は雇用調整助成金を利用できますか。

A3: ①雇用調整助成金は経済上の理由により事業活動が縮小した場合に利用できる制度ですので、事業の縮小の直接的な理由が地震による事業所の損壊だけである場合は、雇用調整助成金を利用できません。

②しかし、今回の地震の影響による「経済上の理由」によって事業活動が縮小した場合は、雇用調整助成金を利用できます。経済上の理由の具体例としては、

- ・交通手段の途絶により、従業員が出勤できない、原材料の入手や製品の搬出ができない、来客が無い等のため事業活動が縮小した場合
- ・事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や部品の調達が困難なため早期の修復が不可能であり生産量が減少した場合
- ・避難指示など法令上の制限が解除された後においても、風評被害により観光客が減少したり、農産物の売り上げが減少した場合

③いずれにしても、雇用調整助成金の申請を検討する場合は、最寄りのハローワークに事前に確認するようにしてください。

④なお、雇用調整助成金を申請する場合には、労使協定が必要です。労使協定は、休業補償として賃金の100%支給（短時間組合員を含め）で締結してください。

Q4: 取引先が今回の地震により事業が縮小し、それによって会社の受注が減少した場合、雇用調整助成金の対象に当てはまりますか。

A4: ①質問のケースでは、上記A3の要件から、雇用調整助成金の対象となる可能性もあると思われます。しかし取引先も、一次的なものから、二次的、三次的と際限無く拡大していくことも想定されますので、一律的に対象となるとは断定できません。

②そのため、それぞれのケースに従って個別にハローワークへ事情を詳細に説明して判断してください。

3. 労働時間の短縮・延長

Q5: 緊急事態だからという理由で、会社から営業時間を短縮し、それに伴って所定労働時間も短縮したいという要請がありました。

A5: 営業時間の短縮に伴う所定労働時間を短縮した場合、短縮された労働時間は「休業」と同じ扱いと考えるべきですので、上記1を参照してください。

Q6: 緊急事態だからという理由で、会社から、36協定の残業時間を超えて労働時間を延長したいという要請がありました。

A6: ①原則は、36協定で定める「延長することができる時間」内に時間外労働を収める

必要がありますが、労基法 33 条に基づき、「災害その他避けることのできない事由」によって、臨時の必要がある場合には、事前に所轄労基署長の許可を受ければ、必要な限度において時間外労働をさせ、あるいは休日に労働させることができます。

②「災害その他避けることのできない事由」とは、災害、緊急、不可抗力その他客観的に避けることのできない場合で、次の許可基準がありますので、参考にしてください。

- ・ たんなる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は認めない。
- ・ 急病、ボイラーの破裂その他人命または公益を保護するための必要は認める。
- ・ 事業の運営を不可能ならしめるような突発的な機械の故障の修理は認めるが、通常予見される部分的な修理、定期的な手入れは認めない。
- ・ 電圧低下により保安等の必要がある場合は認める。

③なお、労基法 33 条に基づく時間外労働についても、当然ですが、会社は割増賃金を支払う義務があります。

4. 出勤不可能

Q7：地震の影響（公共交通機関が機能していない等）で出勤できません。その場合、給料はどうなりますか。

A7：①労働者が出勤できない場合、使用者には帰責事由がないので、原則として、労働者には賃金請求権がありません。また、休業手当も、「使用者の責に帰すべき事由による休業」の場合しか支払義務はありませんので、原則、使用者は給料を支払う義務はありません。

②しかし、交通機関の影響等で、やむを得ず出勤出来ない場合、就業規則や労働協約で、会社の承認を受けた場合には欠勤扱いにしないという規定があれば、それに従うことになります。また、就業規則や労働協約で規定がない場合でも、会社の承認を受けた場合には欠勤扱いにしないという労働慣行があれば、それに従うことになります。

③就業規則や労働協約に規定がなく、労働慣行も無い場合でも、事情を会社に連絡し会社の承認を受けた場合は原則として欠勤扱いにしないことや特別有給休暇とする特例措置を講じるよう、会社と協議する必要があります。

Q8：地震で会社に出勤できません。出勤しないことで、減給や降格などの処分を受けることはあるのでしょうか。

A8：①地震が原因で欠勤する場合、地震は不可抗力であり、労働者に過失はないので、労働者が労働契約上の債務不履行責任を負うことはありません。従って、地震を原因とする欠勤を理由に解雇や減給、降格などの処分をすることはできません。

②地震の影響で会社に出勤できない旨を、忘れずに会社に連絡しておくことも必要です。

- ③なお、今回の地震のような不可抗力による欠勤の場合、一時金（賞与）等の支給で出勤率を算定項目としている場合は、労働者に不利益にならないように会社と協議しておく必要があります。

5. 遅刻、早退

Q9：公共交通機関の影響で、出勤時間に間に合いません（あるいは早退しなければなりません）。

A9：①上記4と同じ考えで、就業規則や労働協約、労働慣行を確認し、特段の定めがなくても、事情を会社に連絡し会社の承認を受けた場合は原則として遅刻（早退）扱いにしない特例措置を講じるよう、会社と協議する必要があります。

②なお、Q8と同様に、地震が原因で遅刻や早退する場合、労働者に過失はないので、解雇や減給、降格などの処分をすることはできません。

6. 解雇・離職

Q10：地震の後に、しばらく業務を離れており、連絡が取れない状態でした。突然、解雇（雇止め）されましたが、解雇は仕方ないのでしょうか。

A10：①期間の定めのない労働契約の場合、解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とされます（労働契約法第16条）。

②期間の定めのある労働契約の場合、使用者は、期間の定めのある労働契約について、やむを得ない事由がある場合でなければ、その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができません（労働契約法第17条1項）。

③整理解雇（経営上の理由から余剰人員削減のためになされる解雇）については、裁判例において、解雇の有効性の判断にあたり、以下の4つの事項が考慮されます。1）人員整理の必要性（相当の経営上の必要性）、2）解雇回避の努力義務の履践、3）被解雇者選定基準の合理性、4）解雇手続の妥当性（説明、協議など）。

④いずれにしても、合理化案件として、単組、都道府県支部、部門、本部が連携して対応しなければなりません。

Q11：事業所が地震により直接被害を受け、一時的に離職しました（あるいは、休業したが賃金が支払われません）。この場合、労働者が利用できる支援はありますか。

A11：①熊本県の一部地域に災害救助法が適用されたことに伴い、「雇用保険の基本手当の特例措置」がされています。これは、事業所が災害を受け、やむをえず休業することとなったため、一時的に離職・休業を余儀なくされた場合に、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、雇用保険の失業給付を受給することができる特例措置です。

- ②災害による交通の途絶や遠隔地への避難により、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、その他のハローワークで受給手続きを行うことができます。
- ④ただし、基本手当を受給するには、雇用保険に6か月以上加入していなければなりません。また、この特例措置を利用して失業給付を受給した場合、休業が終了して雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、注意が必要です。
- ⑤特例措置が適用できるかは、被害の状況や使用者が事業を再開する意思や見込み、休業の期間、賃金の支払の状況等により決まりますので、まずは会社の考えを確認する必要があります。
- ⑥いずれにしても、合理化案件として、単組、都道府県支部、部門、本部が連携して対応しなければなりません。

Q12：地震の影響で、会社が倒産しましたが、給料や退職金が支払われません。

A12：①倒産や事業停止のために、使用者が給料や退職金を支払えない場合、中小企業については、政府が未払い賃金の一部を立替払いする制度があります。

②今回の地震により、申請手続きが簡略化されています。

③いずれにしても、合理化案件として、単組、都道府県支部、部門、本部が連携して対応しなければなりません。

《参考情報》

1. 厚生労働省「雇用・労働に関する特例措置や支援制度（令和8年熊本地震について）」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000134526_00005.html
2. 経済産業省「令和8年熊本地震に伴う災害に関して被災中小企業・小規模事業者支援措置を行います」
<https://www.meti.go.jp/press/20260729003.html>
3. 熊本県「令和8年熊本地震に関する中小企業者向け相談窓口の設置について」
<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/61/274549.html>

以上